平成２２年（フ）第１７９７号
札幌市白石区東札幌５条６丁目６番40―206号
債務者　成田眞由美
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８００号
札幌市豊平区西岡２条２丁目８番24号
債務者　熊田由美子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１３号
札幌市東区伏古３条５丁目２番15―102号
債務者　四戸　律子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８２９号
札幌市東区東苗穂３条２丁目３番８号　富貴荘101号
債務者　藤巻　永夫
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３０号
札幌市東区東苗穂３条２丁目３番８号　富貴荘101号
債務者　藤巻　明子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５４号
札幌市北区新琴似６条１丁目２番13号　麻生サンハイツ２号
債務者　佐々木光子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３号
群馬県高崎市小八木町1441番地
債務者　串田　伸司
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３６７号
埼玉県富士見市ふじみ野東２丁目14番地２　アステールふじみ野六番館405
債務者　畑　　美穂
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４４２号
埼玉県川越市霞ケ関東３丁目１番地14　内田ハイツ102号室、前住所埼玉県比企郡鳩山町大字今宿501番地２
債務者　沼田千代子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８６２号
東京都大田区下丸子２丁目28番６号　レオパレス21リバーアイランド302、旧住所岩手県陸前高田市高田町字曲松129番地６
債務者　平坂　博保
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８０号
福島県会津若松市南千石町８番２号　メゾンエスポワールＢ―１、前住所福島県喜多方市熱塩加納町熱塩字宮ノ下丙367番地
債務者　遠藤　秀平
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
福島県会津若松市花春町９番30号、前住所福島県会津若松市宮町10番33号
債務者　佐久間愛子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３２９号
神奈川県厚木市三田729番地２三田ハイツＡ203
債務者　渡部恵美子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３６３号
神奈川県平塚市田村２丁目10番15―1522号県公社田村第２共同住宅
債務者　京條　朋子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４０４号
神奈川県伊勢原市東成瀬12番地の６　コーラル東成瀬303号
債務者　齊藤　仁志
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４１５号
神奈川県平塚市横内2037番地の12ハイツ鳥居戸201号
債務者　加藤　勝子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部